

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
重要事項説明書

医療法人陽明会増田病院

(指定介護予防・通所リハビリテーション) 重 要 事 項 説 明 書

1 指定介護予防・通所リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人陽明会増田病院
代表者氏名	理事長 増田好成
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	宮崎県宮崎市大瀬町 2 1 7 6-1 0 9 8 5-4 1-1 2 3 4

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人陽明会増田病院
介護保険指定 事業所番号	4 5 1 0 1 1 5 9 8 5
事業所所在地	宮崎県宮崎市大瀬町 2 1 7 6-1 医療法人陽明会増田病院内
連絡先	0 9 8 5-4 1-1 2 3 4
事業所の通常の 事業の実施地域	宮崎市、西都市、国富町、綾町
利用定員	4 0 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人陽明会増田病院が設置する病院（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防・通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護予防・通所リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防・通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	① 指定介護予防・通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。指定介護予防・通所リハビリテーションの提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 ② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 ③ 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 ④ 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 ⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行

	うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 ⑥ 指定介護予防・通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報 その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。 ⑦ 指定介護予防・通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。）
営業時間	午前8時～午後5時

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日（ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。）
サービス提供時間	午前8時～午後5時

(5) 事業所の職員体制

管理者	増田 好成
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者（又は管理者代行）	1 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名
医師	1 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。 2 それぞれの利用者について、介護予防・通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。	1名
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）若しくは介護職員	1 医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防・通所リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 2 利用者へ介護予防・通所リハビリテーション計画を交付します。 3 介護予防・通所リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション及び介護ならびに日常生活上の世話をを行います。 4 指定介護予防・通所リハビリテーションの実施状況の把握及び介護予防・通所リハビリテーション計画の変更を行います。	4名以上

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
介護予防・通所リハビリテーション計画の作成	利用者に係る地域包括支援センターが作成した介護予防サービス、又は支援計画（ケアプラン）居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防・通所リハビリテーション計画を作成します。

利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
リハビリテーション	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）又は看護師若しくは准看護師が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 介護予防・通所リハビリテーション従業者の禁止行為

介護予防・通所リハビリテーション従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ⑥ 利用者間の品物・金品の受け渡し行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

介護予防通所リハビリテーション（算定単位月1回）

	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2268	22,680 円	2,268 円	4,536 円	6,804 円
要支援2	4228	42,280 円	4,228 円	8,456 円	12,684 円

通所リハビリテーション（算定単位1回につき）

事業所区分 要介護度	サービス 提供時間	1 時間以上 2 時間未満				
		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
通常 規 模 型	要介護 1	369	3,690 円	369 円	738 円	1,107 円
	要介護 2	398	3,980 円	398 円	796 円	1,194 円
	要介護 3	429	4,290 円	429 円	858 円	1,287 円
	要介護 4	458	4,580 円	458 円	916 円	1,374 円
	要介護 5	491	4,910 円	491 円	982 円	1,473 円
		2 時間以上 3 時間未満				
	要介護 1	383	3,830 円	383 円	766 円	1,149 円
	要介護 2	439	4,390 円	439 円	878 円	1,317 円
	要介護 3	498	4,980 円	498 円	996 円	1,494 円
	要介護 4	555	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	要介護 5	612	6,120 円	612 円	1,224 円	1,836 円
		3 時間以上 4 時間未満				
	要介護 1	486	4,860 円	486 円	972 円	1,458 円
	要介護 2	565	5,650 円	565 円	1,130 円	1,695 円
	要介護 3	643	6,430 円	643 円	1,286 円	1,929 円
	要介護 4	743	7,430 円	743 円	1,486 円	2,229 円
	要介護 5	842	8,420 円	842 円	1,684 円	2,526 円
		4 時間以上 5 時間未満				
	要介護 1	553	5,530 円	553 円	1,106 円	1,659 円
	要介護 2	642	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円
	要介護 3	730	7,300 円	730 円	1,460 円	2,190 円
	要介護 4	844	8,440 円	844 円	1,688 円	2,532 円
	要介護 5	957	9,570 円	957 円	1,914 円	2,871 円
		5 時間以上 6 時間未満				
	要介護 1	622	6,220 円	622 円	1,244 円	1,866 円
	要介護 2	738	7,380 円	738 円	1,476 円	2,214 円
	要介護 3	852	8,520 円	852 円	1,704 円	2,556 円
	要介護 4	987	9,870 円	987 円	1,974 円	2,961 円
	要介護 5	1,120	11,200 円	1,120 円	2,240 円	3,360 円
		6 時間以上 7 時間未満				
	要介護 1	715	7,150 円	715 円	1,430 円	2,145 円
	要介護 2	850	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
	要介護 3	981	9,810 円	981 円	1,962 円	2,943 円
	要介護 4	1,137	11,370 円	1,137 円	2,274 円	3,411 円
	要介護 5	1,290	12,900 円	1,290 円	2,580 円	3,870 円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る当該計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに当該計画の見直しを行います。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所リハビリテーション従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。
- ※ 利用者に対して、居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき利用料が 470

円（利用者負担：1割47円、2割94円、3割141円）減額されます。

- ※ 感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも100分の5以上減少している場合、3月以内に限り1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を加算します。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

	項目	介護（1回あたりの金額）円 要介護1～5	予防（月額）円	
			要支援1	要支援2
	□リハビリテーション提供体制加算1 (3時間以上4時間未満)	12円		
	□リハビリテーション提供体制加算2 (4時間以上5時間未満)	16円		
	□リハビリテーション提供体制加算3 (5時間以上6時間未満)	20円		
	□リハビリテーション提供体制加算4 (6時間以上7時間未満)	24円		
	□リハビリテーション提供体制加算5 (7時間以上)	28円		
リハビリテーションマネジメント加算（ハ）		1月につき793円 6月まで（毎月リハビリ会議必要） 6月超 1月につき473円 （1回/3ヵ月リハビリ会議必要）		
科学的介護推進体制加算		1月につき 40円		
口腔機能向上加算（I） ※必要とされる利用者のみ対象		1回につき150円（月2回まで）	月1回のみ 150円	
サービス提供体制強化加算（III）		1回につき6円	1月に24円	1月に48円
一体的サービス提供加算			1月につき480円	
家族送迎の場合		片道47円を減算		
介護職員等処遇改善加算（III）		合計金額の6.6%		
栄養アセスメント加算		1月につき50円		
栄養改善体制加算		1回につき200円（月2回まで）	1月につき200円	
移行支援加算		1日につき12円		

〈備考〉※上記は1割の計算です。2割・3割負担の方は、上記に係る合計の2倍もしくは3倍の費用になります。

- ※ リハビリテーション提供体制加算は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士について基準よりも手厚い体制を確保し、リハビリテーション計画に位置づけられた長時間のサービスを提供している場合に算定します。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に通所リハビリテーションの質を管理した場合に、算定します。（初回から6ヵ月までは毎月、6ヵ月超は3ヵ月に1回のリハビリ会議が必要となります。）

(ハ) を算定している場合は、当事業所における通所リハビリテーション計画等の内容に関するデータを厚生労働省に提出します。

- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行う。その結果を利用者又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定します。
- ※ 栄養改善加算は、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して個別的に栄養食事相談等の栄養管理を実施し、利用者の心身の状態を維持又は向上させる栄養改善サービスを行った場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 口腔機能向上加算は、口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。
- ※ 移行支援加算は、リハビリテーションを行い通所介護等に移行させたものが一定の割合を占めた場合、算定します。
- ※ 退院時共同指導加算は、病院に入院中の者が退院するにあたり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に算定する。(当該退院につき 1 回限り)
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所リハビリテーションの適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

4 その他の費用について

送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は次のとおり請求いたします。 50 円/kmあたり
キャンセル料	サービスの利用を、サービス提供日の朝 8:00 までに通知することなく中止した場合は、キャンセル料として 1,000 円を負担して頂く場合があります。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	
食事の提供に要する費用	食事代：500 円
おむつ代	実費相当額
日常生活費	実費相当額

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

て

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容の照合をお願いします。 お支払いは、利用者指定口座からの自動振替になります。引き落とし前日までに口座残高の確認をお願いします。 イ 口座振替の為、領収書の発行はありません。医療費控除の還付請求等で必要な場合は、お申し出ください。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る地域包括支援センター・居宅介護支援事業者が作成する「介護予防サービス・支援計画」・「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防・通所リハビリテーション計画書」を作成します。なお、作成した「介護予防・通所リハビリテーション計画書」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「介護予防・通所リハビリテーション計画書」に基づいて行います。なお、「介護予防・通所リハビリテーション計画書」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 介護予防・通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げると

おり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	総務 岩下昌司 (増田病院 0985-41-1234)
-------------	-----------------------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって

	管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	---

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防・指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定介護予防・指定通所リハビリテーションの提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

12 心身の状況の把握

指定介護予防・指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定介護予防・指定通所リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防・通所リハビリテーション計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供等の記録

- ① 指定介護予防・指定通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 提供した指定介護予防・指定通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを

行います。

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的（年2回）に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16 衛生管理等

- (1) 指定介護予防・指定通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防・指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 ハラスメントについて

(1) 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

1, 禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

(2) 介護サービス契約の終了

1, 事業所からの契約の解除

事業所は、前記9(1)1.の禁止行為について改善が見られない場合には、相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することが出来る。

※9(1)②により契約を解除する場合、事業所は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (増田病院 総務 岩下昌司)	所在地 宮崎市大瀬町 2 1 7 6-1 電話番号 0 9 8 5-4 1-1 2 3 4
【宮崎市の窓口】 宮崎市介護保険課	所在地 宮崎市橘通西 1-1-1 電話番号 0 9 8 5-2 1-1 7 7 7
【西都市の窓口】 西都市健康管理課	所在地 西都市聖稜町 2-1 電話番号 0 9 8 3-4 3-3 0 2 4
【国富町の窓口】 国富町保健介護課	所在地 国富町大字本庄 4 8 0 0 電話番号 0 9 8 5-7 5-9 4 2 3
【綾町の窓口】 綾町福祉保健課	所在地 綾町大字南俣 5 1 5 電話番号 0 9 8 5-7 7-1 1 1 4
【公的団体の窓口】 宮崎県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 宮崎市原町 2-2 2 電話番号 0 9 8 5-6 0-0 8 2 2
【公的団体の窓口】 宮崎県国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原町 2 3 1-1 電話番号 0 9 8 5-3 5-5 1 1 1

20 重要事項説明の年月日

説 明 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

上記内容について、「指定介護予防・指定居宅サービス事業者の指定並びに指定介護予防・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	宮崎県宮崎市大瀬町 2 1 7 6-1
	法人名	医療法人陽明会増田病院
	代表者名	理事長 増田 好成 印
	事業所名	医療法人陽明会増田病院
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

